別表第二七一〇・一二号中

| | |
|---|---|
| C　その他のもの | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき九三四円 |
| (b)　その他のもの | |

を

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき三四六円 |
| B　その他のもの | 一キロリットルにつき七五〇円 |

に、

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| (b)　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| B　その他のもの | 無税 |

を

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき三四六円 |
| B　その他のもの | 一キロリットルにつき七五〇円 |

に改め、同表第二七一〇・一九号中

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (二)　軽油 | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| (b)　その他のもの | |
| (二)　軽油 | |
| A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| B　その他のもの | 無税 |

を

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (二)　軽油 | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき三四六円 |
| (b)　その他のもの | 一キロリットルにつき七五〇円 |

に改め、同表第二七一〇・二〇号中

| | |
|---|---|
| C　その他のもの | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき九三四円 |
| (b)　その他のもの | |

を

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| (b)　その他のもの | |

に、

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき三四六円 |
| B　その他のもの | 一キロリットルにつき七五〇円 |

を

| | |
|---|---|
| B　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| (a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| (b)　その他のもの | |
| (三)　軽油 | |
| A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 無税 |
| B　その他のもの | 無税 |

に改める。

（関税法の一部改正）

**第二条**　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。

第四条第一項第一号及び第三号の二中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第七条の五第二号中「いう。」の下に「第百四十八条第二項（検察官への引継ぎ）を除き、」を加える。

第九条の八第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条ただし書中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改め、同条を第三十三条とし、第三十四条の二を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国貨物等を出すことの確認義務）

**第三十四条の二**　保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から出そうとする場合には、これらの貨物を保税地域から出すことにつき必要とされるこの法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。

第三十六条第一項中「一時持出し」を「一時持出」に、「第三十四条」を「第三十三条」に、「保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に、「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「外国貨物を置く場所の制限」に改め、同条第二項中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を削る。

第四十一条の三中「保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に改め、同条を第四章第二節中第四十一条の五とする。

第四十一条の二第一項中「規定」の下に「又は前条第一項の規定による命令」を加え、同条を第四十一条の四とし、第四十一条の次に次の二条を加える。

（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）

**第四十一条の二**　指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならない。当該規則に定められた事項を変更した場合においても、同様とする。